

議会運営委員会会議録

平成18年10月04日(水)

(開 会) 9:42

(閉 会) 9:57

○ 委員長

ただ今から、議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。木下委員から、委員会を欠席する旨の届けがっております。本委員会としまして、木下委員の代わりに高取議員に、委員外議員として出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。高取議員、委員席へどうぞ。「議会の運営について」「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。人事議案について、執行部に説明を求めます。市長。

○ 市長

おはようございます。本日、提案させていただきます人事議案についてご説明いたします。

議案第118号は、平成18年12月31日付けをもって任期満了になります人権擁護委員につきまして、飯塚市阿恵114番地3青柳笑香委員を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じておりますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

只今市長から説明がありました、議案第118号につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人事議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。次に「議員提出議案の取り扱い」について各会派の賛否を事務局から報告させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

お配りしております議員提出議案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思っております。

案件に記載の1番 乳幼児・障がい者・母子家庭医療実施に伴う国庫負担金削減に関する意見書(案)につきましては、顕友会、大政会が反対、その他の会派は賛成ということでございました。

次に、2番の集配局の廃止再編計画に反対する意見書(案)につきましては、公明党、大政

会、龍王会が反対、その他の会派は賛成ということでございました。

続きまして、3番の教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）につきましては、竹伯会から、意見書の提出先につきまして、衆議院議長及び参議院議長を追加したいとの申し出がっております。賛否につきましては、全会派賛成ということでございました。以上で賛否の報告を終わります。

○ 委員長

意見書案3件に対する各会派の賛否は、あただいま報告があつたとおりでございますので、意見書案の取り扱いについて、おはかりいたします。

「乳幼児・障がい者・母子家庭医療実施に伴う国庫負担金削減に関する意見書（案）」は、川上委員が提出者となり、西川委員、後藤委員を除く他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣財務大臣、厚生労働大臣、福岡県議会議長、福岡県知事とすることにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）」は、大庭委員、後藤委員、桑名委員を除く他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣とすることにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように竹伯会から送付先について衆議院議長、参議院議長を追加する旨申し出がおりますので、ご了承願います。本意見書につきましては、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣文部科学大臣とすることにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議会行事予定表 10月から12月」について事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

お手元に10月から12月までの議会関係行事予定表をお配りしておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

まず、12月定例会につきまして、日程をご説明いたします。11月28日を初日といたしまして、翌日の29日午後5時までを一般質問通告締切とし、12月6日までを休会といたしております。12月7日から土日ははさみまして11日までの3日間を一般質問日として、11日の一般質問終了後に議案に対する質疑、委員会付託を予定しております。12日を一般質問の予備日としております。翌日の13日から15日までの3日間は、各常任委員会を開催していただきまして、翌週の月曜日の18日を委員会の予備日としております。最終日につきましては、12月21日・木曜日ということで24日間の会期日程を予定しております。

なお、議会運営委員会は、11月21日・火曜日 午前10時から、また、議会開会中につきましては、12月7日・木曜日の本会議終了後及び12月21日・木曜日の本会議最終日の開会前に開催を予定しております。

閉会中の委員会日程につきましては、10月18日に、認定議案審査のため建設委員会が開催される予定でございます。また、決算特別委員会が10月23日に資料要求、11月13日から17日の5日間で議案審査が行われます。

最後にその他の日程でございますが、9月定例会のときにもお願いしましたように、会期日程の的確な把握を行うため、一般質問通告予定者の人数を11月14日・火曜日までに報告いただきたいと思ひます。その他には、12月5日・火曜日が議員提出議案、請願・陳情の追加分、議案に対する質疑通告の締切り日として、12月19日・火曜日を議員提出議案に対する

賛否の締切り日といたしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議会行事予定表 10月から12月」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議会行事予定表 10月から12月」については、そのように決定いたしました。

次に、「病院・老人ホーム対策の取り扱い」について事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

市長から議長あて、筑豊労災病院、市立穎田病院、養護老人ホーム愛生苑、市立養護老人ホームしらかわ荘、市立特別養護老人ホーム桜の園、以上5施設の病院・老人ホーム対策につきまして、議会での意見を賜りたいとの申し出がっております。この件につきましては、代表者会議におきまして、特別委員会を設置し、審議することが決定されておりますので、本日の本会議におきまして、議員提出議案の質疑、討論、採決のあと、議長より、「病院・老人ホーム対策について」を議題として、日程追加を諮っていただき、日程追加となりましたならば、特別委員会設置を諮っていただければと考えております。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。川上ですが、特別委員会設置をしたいとのことなんですが、その設置の目的などについてどういうふうにお考えか、まずお聞きします。

○ 議事課長

普通であれば常任委員会に付託になるんですけど、この特別委員会の設置の目的にあたっては、2個以上の常任委員会を通ずるような事件、または重要な事件ということで特別委員会を設置していただければと考えております。

○ 川上委員

2個以上の常任委員会を通ずるような事件というのが解りかねるわけです。それぞれ所管が決まってるわけですから、もう少しわかるように説明してもらえますか。

○ 議事課長

2個以上と申しますのは、病院・老人ホーム等につきましては、厚生委員会に該当するものであると思われれますけど、筑豊労災病院につきましては、まだ機構の厚生省の財産でありますので、これの方向付けをどうするかということで、2件の案件として捉えております。

○ 川上委員

ちょっと確認しますけどね、筑豊労災病院と愛生苑、志ら川荘の所管は総務委員会でしょ。それから穎田病院の所管が厚生常任委員会じゃないですか。間違ってますか。

○ 議事課長

失礼しました。そのとおりでございます。

○ 川上委員

このように所管分けすればね、2個以上通ずることはないと思うわけですがけれども、どうして通ずるとお考えですか。

○ 議会事務局長

先ほど議事課長が答弁しましたように、通常特別委員会設置の場合につきまして先ほど申し

ましたような事件が二つ以上の常任委員会に関わったりとか、市の重要な案件の場合に設置されるのが通常特別委員会が設置されておりますという答弁をしたところでございます。先ほども委員がご指摘のとおり総務委員会については、企画調整部に関することが所管事項になっております。企画調整部の中に病院・老人ホーム特別対策室というのが設けられて、そこで将来の方向性等を検討されておられます。また、市立颯田病院につきましては、厚生委員会が保健福祉部に関する、また、市立病院に関する事項ということで厚生委員会に該当するということでございます。今回、市長から代表者会議に議長に説明されておりますのがこの病院・老人ホーム、先ほど申しました五つの施設について合併後、本市はもとより嘉飯地区の医療・保健・福祉の充実を図るために関係機関と協議を重ねて基本的な運営方針を定められたということでございまして、そのことにつきまして関連があるということで、全体としての病院・老人ホーム対策についてご意見を賜りたいというようなことで迷われたなかで、そういったことを勘案されて代表者会議の中で決定されたというふうに私共は思っております。

○ 川上委員

今の説明ではね、市長が議会の意見を聞きたいというだけの話ですね。そうであれば所管どおり各常任委員会で議会としては意見を述べて何ら差し支えがないと思うわけです。それで関連して聞きますけれども、市長が議会に意見を聞きたいから特別委員会を作るというのはおかしい。その重要案件についてね、調査するというのであればね、この事案についての調査特別委員会でしょ。そういうこともないんでしょ。ちょっと確認します。

○ 議会事務局長

当然に案件につきましては、審議調査するというところでございますけれども。これらのものにつきまして、老人ホーム対策につきましての市の方針が示されておりますので、その件に関して当然審議していくということでございますので、その調査ということは、審査する案件について調査するというところでございますけれども。委員が言うてある意味がちょっと・・・

○ 川上委員

調査特別委員会という調査が目的だということ確認しますけれども、それでは期間はどのような提案ですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 9 : 59

再開 10 : 13

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 川上委員

それで先ほどから言ってますように、今の程度の意味合いから言えばね、常任委員会付託でね、所管事務調査そのものですからやって全然構わないのに特別委員会を設置したいという。ところが設置する積極的意義は今聞いている範囲じゃ見当たりませんね。それで確認しときますけど、設置目的は今の範囲では調査だと。地方自治法の110条に基づくんでは。調査じゃないですか。確認します。

○ 議事課長

調査でございます。期間につきましても調査終了までということで、調査も含めたところになります。この委員会は。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 15

再開 10 : 16

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 議会事務局長

常任委員会、これは特別委員会にも準用されますけれども、その部分に属する当該地方公共団体の事務にかんする調査を行い議案、陳情等を審査するというところでございますので、調査並びに審査をするということでございます。

○ 川上委員

従ってですね、市長は議会に意見を聞きたいと言われてるんだけど、特別委員会で意見を返すというのはあまりかみ合わないわけですね。そう思いませんか。委員長

○ 委員長

私は思いませんけども。そのこのところをですよ、川上委員も色々考え方あろうし、委員長とすればそういうふうに思ってません。かみ合うと私は思っております。ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。おはかりいたします。「病院・老人ホーム対策の取り扱い」については、事務局説明のとおりとし、特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。（異議あり）暫時休憩いたします。

休 憩 10：17

再 開 10：18

○ 委員長

委員会を再開いたします。おはかりいたします。「病院・老人ホーム対策の取り扱い」については、事務局説明のとおりとし、特別委員会を設置することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。賛成多数。よって、「病院・老人ホーム対策の取り扱い」については、事務局説明のとおりとし、特別委員会を設置することに決定いたしました。

○ 森委員

委員会のこのことについての異存じゃなくて、ルールについてちょっと私確認をさせていただきたいなと思ってますんですが、といますのは、この病院・老人問題等は合併の協議の段階から福祉事業団構想ですとか、様々な議論をなしてきました。そしてまた新市発足後も厚生常任委員会において折においてこのことが触れられたと聞き及んでおります。そういたしますとこの問題は急に振って沸いたような問題ではなくて、議会におきましてもある程度の問題意識を持った問題なんですね。そうした場合において市長のほうからようやく執行部としてのこの問題についての一定の方向を示され、これについて議会の理解なり、ご意見を求めたいというようなご提案であると。ならば、まずこの取り扱いについて私は議運におはかりになるのがルールではないかなというように思ったわけですね。振って沸いたような問題であるならば、まず代表者会議においてこれを議会としてどう取り進むかということは判るんですが、ある程度予測がされた問題であるならば、少なくとも議会の正式機関であります議会の運営に関わるこの委員会でもってまず議長がご諮問をしていただき、運営委員会において個々の議論を尽くすにはちょっと無理があると、これは代表者会議に押し戻そうじゃないかという結果で代表者会議ならわかるんですけどね、この考え方は局長間違ってますか、そこだけちょっと確認させて下さい。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：21

再 開 10：22

○ 委員長

委員会を再開いたします。事務局長

○ 議会事務局長

議会調整委員会、また合併時に申し合わせをいただきました中で、会派制が採用されるために議会全体に関わる問題及び現在または将来における市行政上の重要な問題についての理解または方向付けは基本的には代表者会議において協議を行うという申し合わせがされておりますので、付け加えさせていただきます。

○ 森委員

く

わかりました。そういうことで理解いたします。ただしですね、いまおっしゃいますように僕がいたいことはですね、ひとつの流れに沿ってるものについてはね、通常の議会のひとつのルールで取り扱っていいんじゃないかと、代表者会議をそんなに度々お開きにならずに、いまおっしゃいますように大きな問題ということはそんなにないと思うんですよ。そのところはある程度ですね、使い分けをしていただかないと、ただ単なる議会運営委員会が議事の運営に関するですね追認の場にならないようにして欲しいという思いもあって申しあげましたので終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 23

再 開 10 : 25

○ 委員長

委員会を再開いたします。「特別委員会の名称等」について、事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

まず、特別委員会の名称は、「病院・老人ホーム対策特別委員会」付託事件名は、「病院・老人ホーム対策について」付託期間につきましては、調査終了までとし、閉会中の継続審査としていただいております。なお、委員定数につきましては、6人以上の交渉会派から各2名を選出していただき、委員定数は26人とすることが代表者会議で決定されておりますので、そのように決定していただいております。ご審議方よろしく願います。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

まず特別委員会の名称についてですけれども、説明では病院・老人ホーム対策特別委員会というふうに言われましたけれども、これは先ほど私質問して確認した関係から言ってですね、調査という言葉はですね、特別委員会の頭にきちんと入れたほうがよいのではないかと思います。その辺いかがですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 27

再 開 10 : 30

○ 委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。おはかりいたします。「特別委員会の名称等」については事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「特別委員会の名称等」については、そのように決定いたしました。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 31

再 開 14 : 02

○ 委員長

委員会を再開いたします。次に、「委員の人選」について事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

特別委員会委員につきましては、お手元に配付しておりますとおり、各会派間から委員の届け出がなされました。特別委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、特別委員会設置の際、届け出の議員を議長において指名していただいております。

なお、委員の選任が決定次第、正副委員長の互選が行われますので、併せて報告いたします。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人選」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。(「なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、「委員の人選」についてはそのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。(「なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、本件3件については、継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。